

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五八

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第六項中「第十三号」の次に「並びに第三項第五号及び第六号」を加え、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

8 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。第十九条の三中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。